

本荘労働基準監督署発表
令和4年11月14日

【照会先】

本荘労働基準監督署
署長 西村 浩二
監督・安衛課長 佐藤 遼平
(電話)0184-22-4124

報道関係者 各位

【本荘監督署】トラック運転者等に関する労働時間等説明会を開催します
(令和6年4月からトラック運転者等について時間外労働の上限規制が適用されます)

本荘労働基準監督署(署長 西村浩二)は、トラック運転者等の労働条件向上への周知・理解を目的とした説明会を下記により実施します。

◆講習会の目的

働き方改革関連法のうち、自動車運転者の時間外労働の上限規制は令和6年3月31日まで猶予されていますが、道路貨物運送事業者には、猶予期間中に長時間労働の削減に関して自主的に取り組んでいただくことが重要です。また、道路貨物運送事業者と荷主事業者が一体となって自動車運転者の働き方改革を推進していくため、荷主事業者にも、自動車運転者の労働環境等について理解を深めていただくことが重要です。

さらに、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)により、自動車運転者の拘束時間、休息期間等について上限等の基準が設けられていますが、今般、改善基準告示が改正され、令和6年4月1日から施行する予定とされています。

そのため、当説明会においては、時間外労働の上限規制、改善基準告示の改正内容について説明いたします。

また、秋田運輸支局より、トラック運送事業の現状について説明がございます。

◆講習会の概要

- ・日時：令和4年11月17日(木) 午後1時30分～午後3時30分
- ・場所：ホテルアイリス(由利本荘市肴町5)
- ・対象：秋田県内で主として運送事業を行う企業及び荷主
- ・内容：時間外労働の上限規制
改善基準告示の改正内容
トラック運送事業の現状
- ・主催：本荘労働基準監督署及び公益社団法人秋田県トラック協会

◆お問合せ先

本荘労働基準監督署 監督・安衛課(担当：佐藤)
〒015-0874 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階
TEL：0184-22-4124 FAX：0184-22-7812

報道機関の皆様には、働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いいたします。